

福岡県医師会
令和2年6月25日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に
処方箋を交付する場合の留意事項について

今般、帰国者・接触者外来及び医療機関（以下、帰国者・接触者外来等）において、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項を下記のとおりとりまとめた旨、福岡県保健医療介護部医療指導課を通じて厚生労働省より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 帰国者・接触者外来等の医師は、新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する際に、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき、患者が薬局に来局せずに、薬局の薬剤師による電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を受けることが適切であると判断する場合は、患者に対して、当該事務連絡に基づく対応ができる旨説明すること。
2. 1. により、患者が電話や情報通信機器による服薬指導等を希望せず、薬局における対面での服薬指導等を希望する場合においては、感染拡大を未然に防止する観点から、帰国者・接触者外来等の医師は、可能な限り、患者が希望する薬局の連絡先等を把握し、患者の同意を得た上で、事前に当該薬局に対し情報提供するとともに、患者に対しても当該薬局にあらかじめ連絡するよう伝えること。

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

2医指第755号

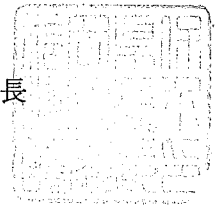
令和2年6月18日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)



帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省から別添(写)のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年5月26日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる
患者に処方箋を交付する場合の留意事項について

現在、新型コロナウイルス感染症患者在各地域で発生しているところであり、感染が疑われる患者に対しては、帰国者・接触者相談センターや保健所、かかりつけ医に相談の上、帰国者・接触者外来を受診していただくよう要請しているところです。

こうした感染が疑われる患者に対しては、外出を避けるよう求めているところですが、患者が受診した帰国者・接触者外来、医療機関（以下、「帰国者・接触者外来等」という。）において、感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について、以下のとおりとりまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いします。

記

1. 帰国者・接触者外来等の医師は、新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する際に、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき、患者が薬局に来局せずに、薬局の薬剤師による電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を受けることが適切であると判断す

る場合は、患者に対して、当該事務連絡に基づく対応ができる旨説明すること。

2. 1. により、患者が電話や情報通信機器による服薬指導等を希望せず、薬局における対面での服薬指導等を希望する場合においては、感染拡大を未然に防止する観点から、帰国者・接触者外来等の医師は、可能な限り、患者が希望する薬局の連絡先等を把握し、患者の同意を得た上で、事前に当該薬局に対し情報提供するとともに、患者に対しても当該薬局にあらかじめ連絡するよう伝えること。